

## 第11章 薬局の機能強化等推進対策

### 第1節 薬局の機能推進対策

#### 【現状と課題】

#### 現 状

- 休日・夜間における調剤による医薬品等の供給について、知多薬剤師会半田部会に属する薬局では当直輪番制を実施しています。  
西知多薬剤師会では在庫薬リストを作成しています。  
しかし、医療圏内には、島しょ地区などもあり地域により、医薬品等の供給に対して、圏内での格差が大きく十分とは言えません。
- 当医療圏の麻薬小売業者数は、平成21年度末では120件、平成24年度末では137件と増加し、在宅医療に関わる薬局の環境整備が徐々に進んでいます。
- 薬局における安全管理指針及び医薬品安全使用・管理のための業務手順書が作成されて、安全管理体制の整備が次第に浸透してきました。
- 薬局では、医薬品の副作用・有効性等の消費者からの相談に応じています。
- 地域に密着した「かかりつけ薬局」や「健康介護まちかど相談薬局」の定着促進が図られています。
- お薬手帳の普及はされてきましたが、活用が十分になされているとは言えません。
- 県薬剤師会では禁煙をしたいと思っている人を応援する禁煙サポート薬剤師の養成研修を行い禁煙サポート薬局の推進を図っています。  
当医療圏では平成25年5月31日現在、禁煙サポート薬局は36薬局あります。(愛知県薬剤師会)
- 平成20年3月から稼働している「愛知県医療機能情報公表システム」において、薬局が薬局機能に関する情報を提供しています。

#### 課 題

- 薬局が連携して休日・夜間における調剤による医薬品等の供給体制を在庫薬リストの整備と併せて構築する必要があります。
- 院外処方せんの発行及び受入については、医療機関と薬局との密接な連携が不可欠です。
- 終末期医療への貢献として、薬局の麻薬小売業者免許の取得を推進し、医療用麻薬の供給をしやすい環境整備を進めていく必要があります。
- 安全管理体制等の整備を更に支援する必要があります。
- 副作用情報については速やかに国に情報提供していく必要があります。
- 面分業の推進とともに、地域における医薬品の相談役としての「かかりつけ薬局」や「健康介護まちかど相談薬局」の更なる育成が必要です。
- お薬手帳の活用の推進や正しい利用方法等の周知について、一層の進展を図る必要があります。
- 県薬剤師会による研修会等を実施し、さらに禁煙サポート薬局を拡大していく必要があります。
- 薬局はシステムへの登録、情報更新を通して、薬局機能に関する最新情報を提供していく必要があります。

【今後の方策】

- 薬局が、医療計画を通じた医療連携体制へ積極的に参画できるよう関係機関との調整を図り支援していきます。
- 薬局が、輪番制・定点制等の方法による休日・夜間における医薬品等の供給を行ったり、また、休日・夜間の連絡先を店外に明示する体制整備の促進を関係機関との調整のうえ図っていきます。
- 終末期医療への貢献として、関係機関と協力し在宅医療への取組み等を支援します。
- 医薬品市販後安全対策の一つとして、薬局から国への副作用情報等の報告が積極的かつ速やかに実施できるよう推進します。
- 安全管理指針及び安全使用・管理のための業務手順書の定着を促進し、薬局の資質の向上を図るとともに安全管理体制を構築に努めます。
- 公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」や「健康介護まちかど相談薬局」を育成し、薬剤師会と協働し県民への普及、定着を図ります。
- 消費者向け講習会の開催やお薬手帳及び各種媒体を通じて、医薬品の適正使用に関する啓発活動に積極的に取り組みます。
- 健康日本21あいち新計画を推進する取り組みの一つとして、禁煙をしたいと思っている人達を応援する禁煙サポート薬剤師の県薬剤師会が行う養成を支援し、禁煙サポート薬局の拡大を図っていきます。
- 患者・消費者のプライバシーが確保される相談環境の整備促進を図っていきます。
- 薬局が、「愛知県医療機能情報公表システム」に法令に基づき情報を提供していくよう周知指導していきます。

## 第2節 医薬分業の推進対策

### 【現状と課題】

#### 現 状

- 医薬分業率は、年々高くなってきていますが、全国平均に比べると低い値となっています。(表 11-2-1)
- 2次医療圏別医薬分業の状況は、当医療圏は県内12医療圏中7番目に位置し、分業率は愛知県60.8%に対して、61.2%となっています。(表 11-2-2)
- 薬剤師の資質向上を図るため、知多・西知多・美浜南知多の各薬剤師会では、定期研修会、医療機関及び県薬剤師会主催の研修会に参加しています。
- 保健所では、調剤過誤等の不適切な事例の発生を防止するため、処方された医薬品のダブルチェック等の発生防止対策の徹底を指導しています。  
また、住民からの医薬品についての苦情相談に応え、医薬分業への理解、定着を図っています。

#### 課 題

- 医薬分業率60%を超えましたが、全国平均と比べ低く、更に引き上げていくことが必要です。
- 院外処方せんの発行及び受入、また、患者の薬物療法に関する情報については、医療機関と薬局との密接な連携が不可欠です。
- 面分業の推進とともに、地域における医薬品の相談役としての「かかりつけ薬局」の育成が必要です。
- 薬剤師には、薬学の知識技術のほか、医学的な知識、説明能力などについても研鑽が求められています。
- 調剤過誤等、医薬分業における事故防止対策が必要です。
- 医薬品の重複投与等の事故を防止するため、他の医療機関における投薬情報を把握する必要があります。
- 医薬分業のメリットについても、広く住民に理解を求める必要があります。

### 【今後の方策】

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と相互に連携し、調剤過誤の防止等を含めたより質の高い医薬分業の推進をします。
- 患者の薬物療法に関する情報をかかりつけ薬局と病院薬局の間で引き継ぐいわゆる「薬薬連携」を推進することにより在宅医療を支援していきます。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、住民に普及、定着を図ります。
- 「愛知県医薬分業推進基本方針」に従い更なる医薬分業の推進を図ってまいります。

(参考図表)

表 1 1 - 2 - 1 医薬分業率の推移

(単位 %)

	21年3月	22年3月	23年3月	24年3月	25年3月
知多半島	53.4	54.6	57.2	58.4	61.2
愛知県	53.7	55.2	59.0	60.1	60.8
全国(注)	59.1	60.7	63.1	65.1	66.1

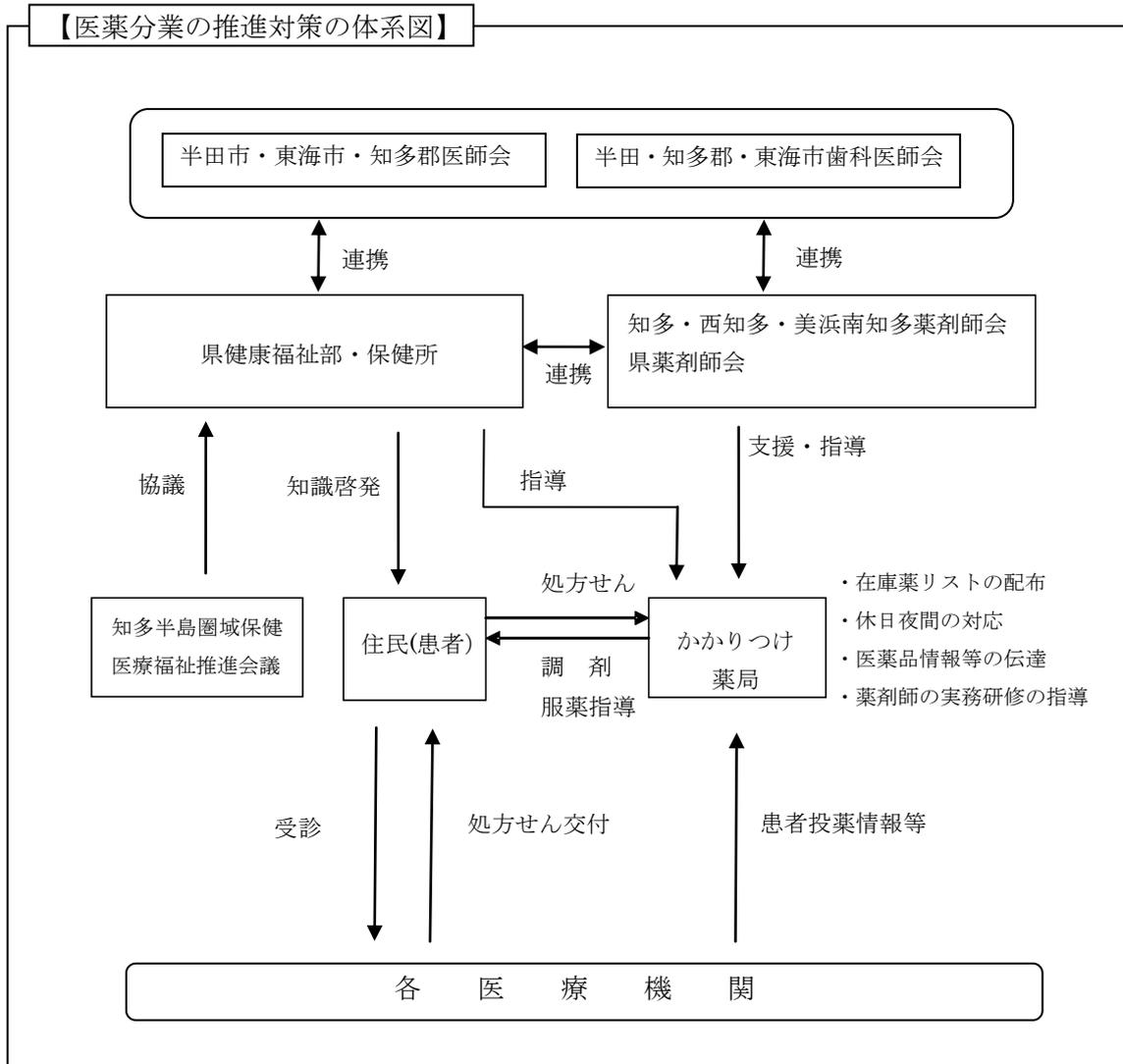
出典：社会保険診療報酬支払基金愛知県支部及び愛知県後期高齢者医療広域連合の資料をもとに算出

表 1 1 - 2 - 2 2次医療圏別医薬分業の状況

(単位 %)

知多半島	名古屋	海 部	尾張中部	尾張東部	尾張西部	愛知県
61.2	59.3	68.5	67.0	64.7	68.5	60.8
尾張北部	西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	
66.3	63.8	55.9	54.6	28.9	58.5	

出典：社会保険診療報酬支払基金愛知県支部及び愛知県後期高齢者医療広域連合の資料(平成25年3月分)をもとに算出



< 医薬分業の推進対策体系図の説明 >

- 当医療圏における医薬分業は、半田市医師会、東海市医師会、知多郡医師会、半田歯科医師会、知多郡歯科医師会、東海市歯科医師会、知多薬剤師会、西知多薬剤師会、美浜南知多薬剤師会が中心となり、半田保健所、知多保健所等を含む各機関が密接に連携し、推進します。
- 住民に対する医薬分業のメリット等の啓発は、当医療圏内保健所が関係機関と連携の上、適切に実施します。
- 知多・西知多・美浜南知多薬剤師会は各薬局を支援・指導し、新しい知識・技術の修得、調剤過誤等の事故防止を図り、また、地域における医薬品の提供・相談役として住民に信頼される「かかりつけ薬局」の育成に努めます。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。